

公益財団法人東京都福祉保健財団旅費規程

〔平成14年3月28日
規程第6号〕

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人東京都福祉保健財団(以下「財団」という。)の業務のために旅行する役員又は職員(以下「職員等」という。)の旅費に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規程において「旅行命令権者」とは、職員等に対し旅行命令等の決定権を有する者をいう。

2 この規程において「内国旅行」とは、本邦(本州、北海道、四国、九州及びその附属の島の存する領域をいう。以下同じ。)における旅行をいう。

3 この規程において「外国旅行」とは、本邦と外国〔本邦以外の領域(公海を含む。)をいう。以下同じ。〕との間における旅行及び外国における旅行をいう。

4 この規程において「出張」とは、職員等が財団の業務のため一時勤務する事務所(非常勤の役員にあっては、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所)を離れて旅行することをいう。

5 この規程において「同一地域」とは、市町村の地域をいう。

6 この規程において「職務の級」とは、公益財団法人東京都福祉保健財団職員給与規程(平成14年規程第5号)に規定する給料表(1)による職務の級をいう。

7 この規程において「赴任」とは、新たに就任した役員又は財団の要請に基づいて、新たに採用された職員で、就任又は採用により住所又は居所から移転する場合の旅行をいう。

8 この規程において「帰住」とは、職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員又はその遺族が生活の本拠となる地に旅行することをいう。

9 この規程において「家族」とは、内国旅行にあっては、職員の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事实上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)又は東京オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例第7条の2第2項の証明若しくは同条第1項の東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度であると東京都知事が認めた地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けたパートナーシップの相手方であって、同居し、かつ、生計を一にしているもの(以下単に「パートナーシップ関係の相手方」という。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいい、外国旅行にあっては、職員の配偶者又はパートナーシップ関係の相手方及び子で職員と

生計を一にするものをいう。

- 10 この規程において「遺族」とは、職員の配偶者又はパートナーシップ関係の相手方、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。
- 11 この規程において「電磁的記録」とは、電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。
- 12 この規程において「旅行役務提供者」とは、旅行業者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行業者をいう。）その他理事長が定める者（以下この号において「旅行業者等」という。）であって、財団と旅行役務提供契約（旅行業者等が財団に対して旅行に係る役務その他別で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、財団が当該旅行業者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第6項において同じ。）を締結したものをいう。

(旅費の支給)

第3条 職員等が出張し、又は赴任した場合には、その職員等に対し、旅費を支給する。

- 2 職員、その配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方若しくは子又はその遺族が次のいずれかに該当する場合には、それぞれ当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。
 - (1) 職員が出張又は赴任のための内国旅行中に退職、免職、失職又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（退職等に伴う旅行を必要としない場合は除く。）には、当該職員
 - (2) 職員が出張又は赴任のための内国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族
 - (3) 職員が死亡した場合において、当該職員の本邦にある遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族
 - (4) 職員が、外国の在勤地において退職等となり、一定の期間内に本邦に帰住し、又は出張若しくは赴任のため外国旅行中に退職等となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には当該職員
 - (5) 職員が外国の在勤地において死亡し、又は出張若しくは赴任のための外国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族
 - (6) 外国在勤の職員が死亡した場合において、当該職員の外国にある遺族（配偶者又はパートナーシップ関係の相手方及び子に限る。）がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族
 - (7) 外国在勤の職員の配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方又は子が、当該職員の在勤地において死亡し、又は赴任の際、旅行命令権者の許可を受け、扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する外国旅行中に死亡した場合若しくは外国に在勤中旅行命令権者の許可を受け、同一在勤地について1回限り、扶養親族を在勤地に呼び寄せ、又は本邦に帰らせる場合の外国旅行中に死亡した場合には、当該職員
- 3 職員が第2項第1号又は第4号に該当する場合において、職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合は、旅費を支給しない。
- 4 第1項及び第2項の規定により、旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規

定により、旅行命令等の変更（取消しを含む。同項及び同条第4項並びに第5条において同じ。）を受け、又は死亡した場合その他別に定める場合は、当該旅行のために既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で理事長が定めるものを旅費として支給することができる。

- 5 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中天災等その他別に定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で理事長が定める金額を旅費として支給することができる。
- 6 第1項、第2項及び第4項に規定する場合において、財団が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

(旅行命令等)

第4条 旅行は、旅行命令権者の発する旅行命令及び第27条の規定による業務委託等に伴う旅行の依頼等(以下「旅行命令等」という。)によって行う。

- 2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては業務の円滑な執行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能な場合に限り、旅行命令等を発することができる。
- 3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更をする必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら、又は次条第1項若しくは第2項の規定による職員等(以下「旅行者」という。)の申請に基づき、その変更をすることができる。
- 4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、別紙1の1から別紙1の4に定める旅行命令簿又は旅行依頼簿(旅行命令簿又は旅行依頼簿に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下この条において「旅行命令簿等」という。)に理事長が定める事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知しなければならない。ただし、内国旅行（宿泊を要しない場合に限る。）のうち理事長が定める出張を命じるとき又は旅行命令簿等に事項の記載若しくは記録をするいとまのないときは、口頭により旅行命令等を発し、又はその変更をすることができる。この場合においては、速やかに旅行命令簿等に、その旅行に関する事項を記載又は記録しなければならない。5 旅行命令簿等が電磁的記録による場合は、電磁的記録により提示することができる。

(旅行命令等に従わない出張)

第5条 旅行者は、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、旅行命令等（第4条第3項の規定により変更を受けた旅行命令等も含む。以下この条において同じ。）に従つて旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

- 2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないので旅行した後、速やかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなけ

ればならない。

- 3 旅行者は、前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかった場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、その旅行者は、旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

(旅費の計算)

第6条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして、第2章に定める種目及び内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算する。

ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により出張し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

(旅費の請求及び精算)

第7条 旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする旅行者若しくは概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの又は旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書又は精算書に必要な書類を添えて、これを当該旅費又は当該金額の支出等を担当する者(以下「支出担当者等」という。)に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうち、その書類を提出しなかつたためその旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかつた部分の支給又は支払を受けることができない。

- 2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後所定の期間内に、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。
- 3 支出担当者等は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、所定期間に内に、当該過払金を返納させなければならない。
- 4 第1項に規定する請求書又は精算書及び必要な添付書類の種類、記載事項又は記録事項、第2項及び前項に規定する期間は、理事長が定める。

第2章 旅費の種目及び内容

(旅費の種目及び内容)

第8条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雜費及び死亡手当とし、これらの内容については、この章の定めるところによる。

(鉄道賃)

第9条 鉄道賃は、鉄道を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、業務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

(1) 運賃

- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 特別車両料金（内国旅行にあつては役員に限る。）
- (6) 前各号に掲げる費用に付隨する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級（役員が移動する場合には、最上級）、外国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最上級（等級が3以上に区分された鉄道により職務の級が3級以下の者が移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

(船賃)

第10条 船賃は、船舶を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、業務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 特別船室料金（内国旅行にあつては役員に限る。）
- (5) 前各号に掲げる必要に付隨する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合であつて、次の各号に掲げるときは、当該各号に定める額とする。

- (1) 内国旅行の場合であつて、運賃の等級が3段階に区分された船舶により移動するとき 中級の運賃の額
- (2) 内国旅行の場合であつて、運賃の等級が2階級に区分された船舶により移動するとき 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額
 - イ 役員が移動するとき 上級の運賃の額
 - ロ 職務の級が6級以下の者が移動するとき 下級の運賃の額
- (3) 外国旅行の場合であつて、運賃の等級が2以上の階級に区分された船舶により移動するとき 最上級の運賃の額
- (4) 第1号及び第2号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃が更に2以上に区分された船舶により移動するとき 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額
 - イ 第1号の規定に該当するとき 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額
 - <1> 役員が移動するとき 最上級の運賃の額
 - <2> 職務の級が6級以下の者が移動するとき 最上級の直近下位の級の運賃の額
 - ロ 第2号の規定に該当するとき 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額
 - <1> 役員が移動するとき 最上級の直近下位の級の運賃の額
 - <2> 職務の級が6級以下の者が移動するとき 最上級の運賃の額
- (5) 第3号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃が更に4以上に区分された船

船舶により移動するとき 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

イ 役員又は職務の級が 5 級以上の者が移動するとき 最上級の直近下位の級の運賃の額

ロ 職務の級が 4 級以下の者が移動するとき 役員又は職務の級が 5 級以上の者について定める運賃の級の直近下位の級の運賃の額

(6) 第 3 号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃が更に 3 に区分された船舶により移動するとき 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

イ 役員又は職務の級が 5 級以上の者が移動するとき 中級の運賃の額

ロ 職務の級が 4 級以下の者が移動するとき 下級の運賃の額

(7) 第 3 号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃が更に 2 に区分された船舶により異動するとき 下級の運賃の額

(航空賃)

第 11 条 航空賃は、航空機を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第 2 号及び第 3 号に掲げる費用は、第 1 号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、業務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 座席指定料金

(3) 前 2 号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第 1 号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める額とする。

(1) 外国旅行の場合であつて、役員が移動するとき及び職務の級が 6 級以下の者が長時間にわたる移動として理事長が定めるもの（次号において「特定航空移動」という。）をするとき（同号に掲げる場合を除く。） 最上級の運賃の額

(2) 外国旅行の場合であつて、運賃の等級が 3 以上に区分された航空機により役員が移動するとき及び職務の級が 6 級以下の者が特定航空移動をするとき 最上級の直近下位の級の運賃の額

(その他の交通費)

第 12 条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第 2 号から第 4 号までに掲げる費用は、業務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、移動に要する費用の算定ができない場合には、路程 1 キロメートルにつき 37 円とする。

(1) 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 3 条第 1 号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）を利用する移動に要する運賃

- (2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃
 - (3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）の賃料その他の移動に直接要する費用
 - (4) 前3号に掲げる費用に付随する費用
- 2 前項ただし書きの場合において、全路程を通算して計算し、路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(宿泊費)

第13条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、国の職員につき国家公務員等の旅費支給規定（昭和25年大蔵省令第45号）により定められている宿泊費基準額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。この場合において、職員に対する国の職員は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる同令における国の職員とする。

- (1) 役員 指定職職員等
- (2) 職務の級が6級以下の者 職務の級が10級以下の者

2 前項の規定にかかわらず、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として別に定める場合の宿泊費の額は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(包括宿泊費)

第14条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第9条から第12条までの規定による交通費（第18条において「交通費」という。）の額及び当該宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第15条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、国の職員につき国家公務員等の旅費支給規定により定められている宿泊手当の額とする。

(転居費)

第16条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第18条第1項第1号イ若しくはロ又は同項第2号イ若しくはロに規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、次に掲げる方法により算定される額とする。ただし、外国旅行においては、別表第1に定める容積又は重量の範囲内において算出した額とする。

- (1) 運送業者が家財の運送を行う場合には、複数の運送業者に見積もりをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するとき（複数の運送業者に見積りをさせることができない特別な事情があるときを含む。）に限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法
- (2) 旅行役務提供者が家財の運送を行う場合には、前号の規定にかかわらず、当該運送に

要する額を転居費の額とする方法

- (3) 旅行者が宅配便又は自家用自動車若しくは道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額とする方法
- 2 職員又は家族が他から赴任に係る旅費の支給又はこれに相当する金額の支払を受ける場合には、前項の規定により算定した転居費の額から当該支給又は当該支払を受ける金額を差し引くこととする。

(着後滞在費)

第17条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、内国旅行にあつては5夜分を、外国旅行にあつては10夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第18条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

- (1) 内国旅行にあつては、次に掲げる額
- イ 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下このイ及びロ並びに次号イからハまでにおいて同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族一人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額
 - ロ イに規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、イの規定に準じて算定した額
- (2) 外国旅行にあつては、次に掲げる額
- イ 赴任の際旅行命令権者の許可を受け、家族を職員の新居住地に移転する場合には、家族一人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、着後滞在費及び渡航雑費の合計額に相当する額
 - ロ イに規定する場合に該当せず、かつ、赴任後旅行命令権者の許可を受け、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、イの規定に準じて算定した額
 - ハ イに規定する場合に該当せず、かつ、本邦から外国に赴任後旅行命令権者の許可を受け、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を赴任を命ぜられた日における居住地から本邦内の他の地に移転する場合には、前号イの規定に準じて算定した額
- 二 外国に赴任後旅行命令権者の許可を受け、家族（イ又はロに規定する許可を受け移転したものであつて同居している者に限る。）を本邦に移転する場合には、イの規定に準じて算定した額
- 2 旅行命令権者は、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第

1号口又は第2号口若しくはハに規定する期間を延長することができる。

(渡航雑費)

第19条 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税その他外国旅行に必要なものとして理事長が定める費用の額とする。

(死亡手当)

第20条 死亡手当は、職員又はその配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方若しくは子の外国における死亡（第3条第2項第5号又は第7号に規定する場合に限る。）に伴う諸雑費に充てるための費用とし、その額は、別表第2に定める定額とする。

第3章 雜則

(退職者等の旅費)

第21条 第3条第2項第1号又は第4号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行又は本邦への帰住について、出張又は赴任の例に準じて理事長が定めるものとする。

- 2 前項の場合において、退職等となつた職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。
- 3 旅行命令権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

(遺族等の旅費)

第22条 第3条第2項第2号、第3号又は第5号から第7号までの規定により支給する旅費（死亡手当に係るものを除く。）は、出張又は赴任の例に準じて理事長が定めるものとする。

(旅費の支給額の上限)

第23条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（第12条第1項ただし書に規定する場合を除く。）（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号及び第12条第1項各号に掲げる各費用について、当該各条及び第6条により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

- 2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手當に相当する部分を除く。）、家族移転費（宿泊手當に相当する部分を除く。）及び渡航雑費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第6条、第13条、第14条、第16条、第17条、第18条第1項及び第19条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

(旅費の調整)

第24条 理事長は、旅行者が財団以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この規程の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 理事長は、旅行者がこの規程の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、別に定める旅費を支給することができる。

(研修受講の旅費)

第25条 研修受講の旅費は、別表第3に定める額を支給する。

(健康診断受診等のための旅費)

第26条 職員が、次の各号の一に掲げる用務のために旅行する場合には、鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費の実費額並びに鉄道50キロメートル以上の場合には普通急行料金、鉄道100キロメートル以上の場合には特別急行料金を支給する。

- (1) 理事長が命ずる健康診断
- (2) 人事異動の際の面接
- (3) 職務に関連して受ける表彰式への出席
- (4) その他理事長が必要と認めたもの

(業務委託等に伴う旅行の依頼等)

第27条 理事長は、職員等以外の者に調査、研究等の業務を委託した場合において、その者に旅行を依頼するときは、この規程に準じて旅費を支給することができる。

2 前項の場合において、第2条第6項にいう「職務の級」とは、理事長がその者の学歴、経験、年齢、社会的地位等を考慮してその者に対応すると認められる「職務の級」と読み替えるものとする。

(旅費の特例)

第28条 理事長は、職員について労働基準法(昭和22年法律第49号)第15条第3項又は第64条の規定に該当する事由がある場合において、この規程の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの規定により支給する旅費が、労働基準法第15条第3項の規定による旅費又は費用に満たないときは、当該職員に対し、これらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を、旅費として支給するものとする。

(旅費の返納)

第29条 支出担当者等は、旅行者又は旅行役務提供者がこの規程の規定に違反して旅費の支

給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

- 2 旅行者がこの規程の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出担当者等は、前項に規定する返納に代えて、当該支出担当者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。
- 3 前項に規定する給与の種類は、理事長が定める。

(委 任)

第30条 この規程の施行に関し、必要な事項は、理事長が定める。

附 則 (平成14年3月28日規程第6号)

この規程は、理事会の議決があった日から施行し、平成14年4月1日より適用する。

附 則

この規程は、理事会の議決があった日から施行し、平成21年4月1日より適用する。

附 則

この規程は、理事会の議決があった日から施行し、平成22年4月1日より適用する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程による改正後の公益財団法人東京都福祉保健財団旅費規程（以下「新規程」という。）の規定は、この規程の施行日（以下「施行日」という。）以後に新規程第2条第1項に規定する旅行命令権者が新規程第4条第1項に規定する旅行命令等を発する旅行について適用し、施行日前に改正前の公益財団法人東京都福祉保健財団旅費規程（以下「旧規程」という。）第2条第1項に規定する旅行命令権者が旧規程第4条第1項に規定する旅行命令等を発する旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧規程第2条第1項に規定する旅行命令権者が旧規程第4条第1項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新規程第2条第1項に規定する旅行命令権者が新規程第4条第3項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新規程の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分に

については、なお従前の例による。

- 3 新規程第3条第2項の規定は、施行日以後に退職、免職、失職若しくは休職(以下この項において「退職等」という。)となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。
- 4 新規程第3条第4項及び第5項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項及び第3項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧規程第3条第1項及び第3項により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。
- 5 新規程第29条の規定は、新規程に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

別表第1（第16条関係）

外国旅行の転居費に係る家財運送量の上限

区分	上限
家財の運送単位を容積 により算出する場合	職員 9立方メートル
	配偶者又はパートナーシップ関係の相手方 9立方メートル
	子（1人につき） 1.5立方メートル
家財の運送単位を重量 により算出する場合	職員 360キログラム
	配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方 360キログラム
	子（1人につき） 60キログラム

別表第2（第20条関係）

死亡手当

区分	死亡手当
全ての者	930,000円

別表第3（第25条関係）

(1) 内国研修の旅費

区分	近接地内		近接地外	
	日帰り研修	宿泊研修	日帰り研修	宿泊研修
鉄道賃、船賃及びその他の交通費	実費額		実費額と鉄道片道50km以上の場合は普通急行料金、片道100km以上の場合は特別急行料金	
宿泊費		第13条で規定する額の範囲内の実費額		第13条で規定する額の範囲内の実費額
宿泊手当		第15条で規定する額の範囲内の実費額		第15条で規定する額の範囲内の実費額

(2) 外国研修の旅費

第2章の規定の例に準じ、その都度理事長が定める。